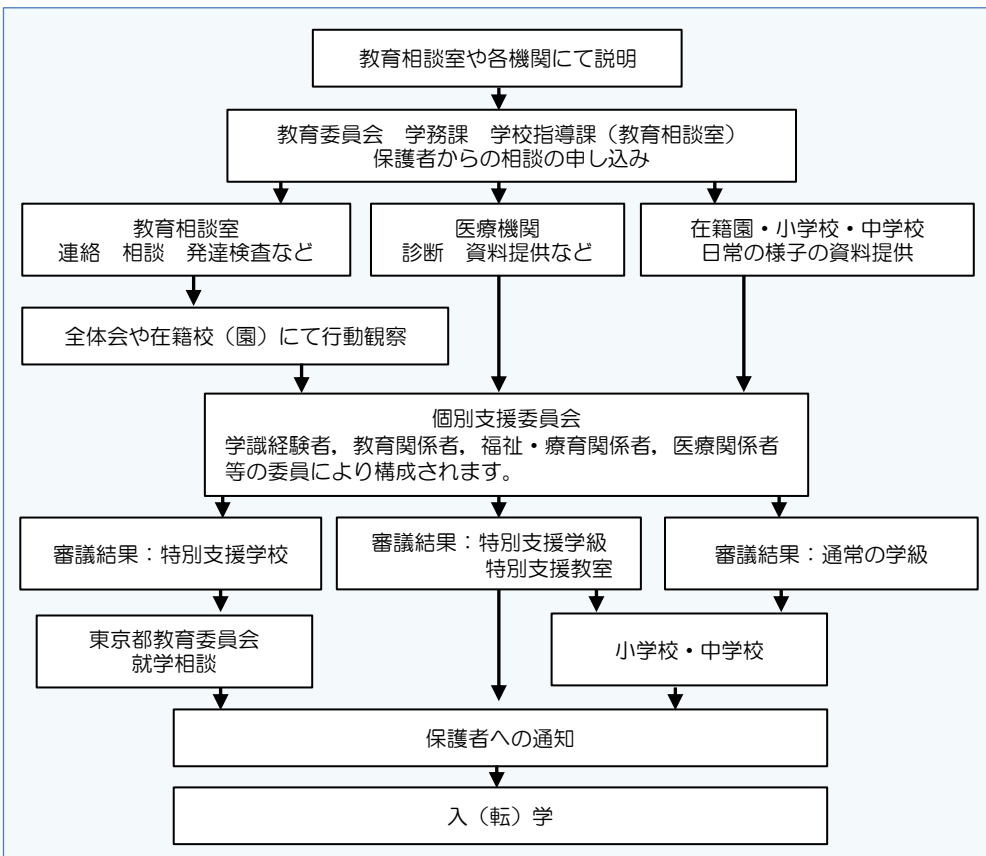


特別支援学級への就学や転学の御相談は？

市立小・中学校の特別支援学級への就学（入学）や転学について、下図のように進めています。御相談がある場合は、教育相談室（電話042-573-4376）までお申込みください。なお、小学校及び中学校に在籍しているときの特別支援教室への入室については、各小・中学校の先生と御相談ください。また、都立特別支援学校への就学（入学）や転学についても、教育相談室に御相談ください。



問い合わせ先・機関等	電話	場所
教育委員会学務課	042-573-4042	光町1-46-8 教育センター4階
教育委員会学校指導課	042-573-4372	光町1-46-8 教育センター5階
教育相談室	042-573-4376	光町1-46-8 教育センター3階

国分寺市の特別支援教育

令和5年度
国分寺市教育委員会
学校指導課

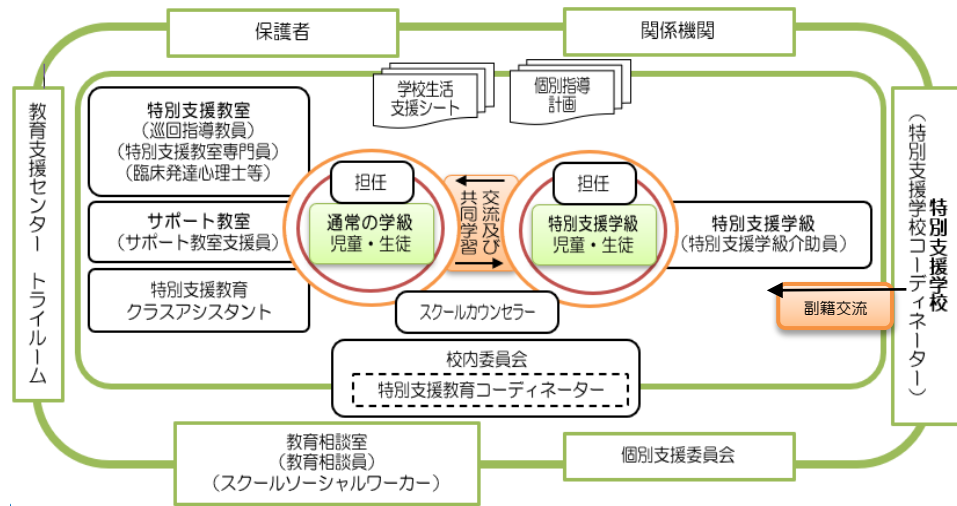
特別支援教育とは？

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。
出典：第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）

義務教育時の支援体制

これまで国分寺市は、特別支援学級のみならず、サポート教室や通常の学級にも適切に人材を配置し、切れ目のない支援体制を構築してきました。今後も、ニーズに応じた適切な支援を行います。



特別支援教室の開設

国分寺市立小学校では、平成30年度に、中学校は、令和3年度に、従来の情緒障害等通級指導学級から、特別支援教室に移行しました。このことによって、通常の学級に在籍している、発達に偏りがあるなど特別な指導を必要とする児童を対象として、専門の教員による指導を自校で受けられるようになりました。

拠点校の巡回指導教員が、一人ひとりの児童のニーズに応じて、在籍学級の担任と連携しながら指導することにより、特定の学びにくさやコミュニケーションの苦手さ等により、在籍学級で困っている児童の状況の改善を図ります。

■特別支援教室のグループ編成（小学校）

教室名	拠点校	巡回校
さくら教室	第一小	第四小
せんだん教室	第五小	第九小 第十小
こすもす教室	第七小	第三小
たんぼぼ教室	第八小	第二小 第六小

■特別支援教室のグループ編成（中学校）

教室名	拠点校	巡回校
つばさ教室	第五中	第一中 第二中 第三中 第四中



国分寺市の特別支援学級等の紹介

令和5年4月1日現在



特別支援教室

特別支援教室は、通常の学級において、学習などおのおの参加できる児童・生徒が、本来もっている力を十分に発揮して、自信をもって学校生活を送れるよう、一人一人の障害に応じて、個別指導や小集団による指導を受ける場です。月1～週8時間の取り出し指導を行っています。

指導期間は原則1年間です。指導の延長が必要なときは延長申請ができます。

特別支援教室専門員 臨床発達心理士等

特別支援教室には、教材の作成等を担う特別支援教室専門員が配置されています。また、都から派遣される臨床発達心理士等の助言を、指導に反映することができます。

サポート教室

通常の学級の児童・生徒が、教科指導の補充を図るために所属する学級を一時的に離れて、個別の学習指導を受けるための教室です。

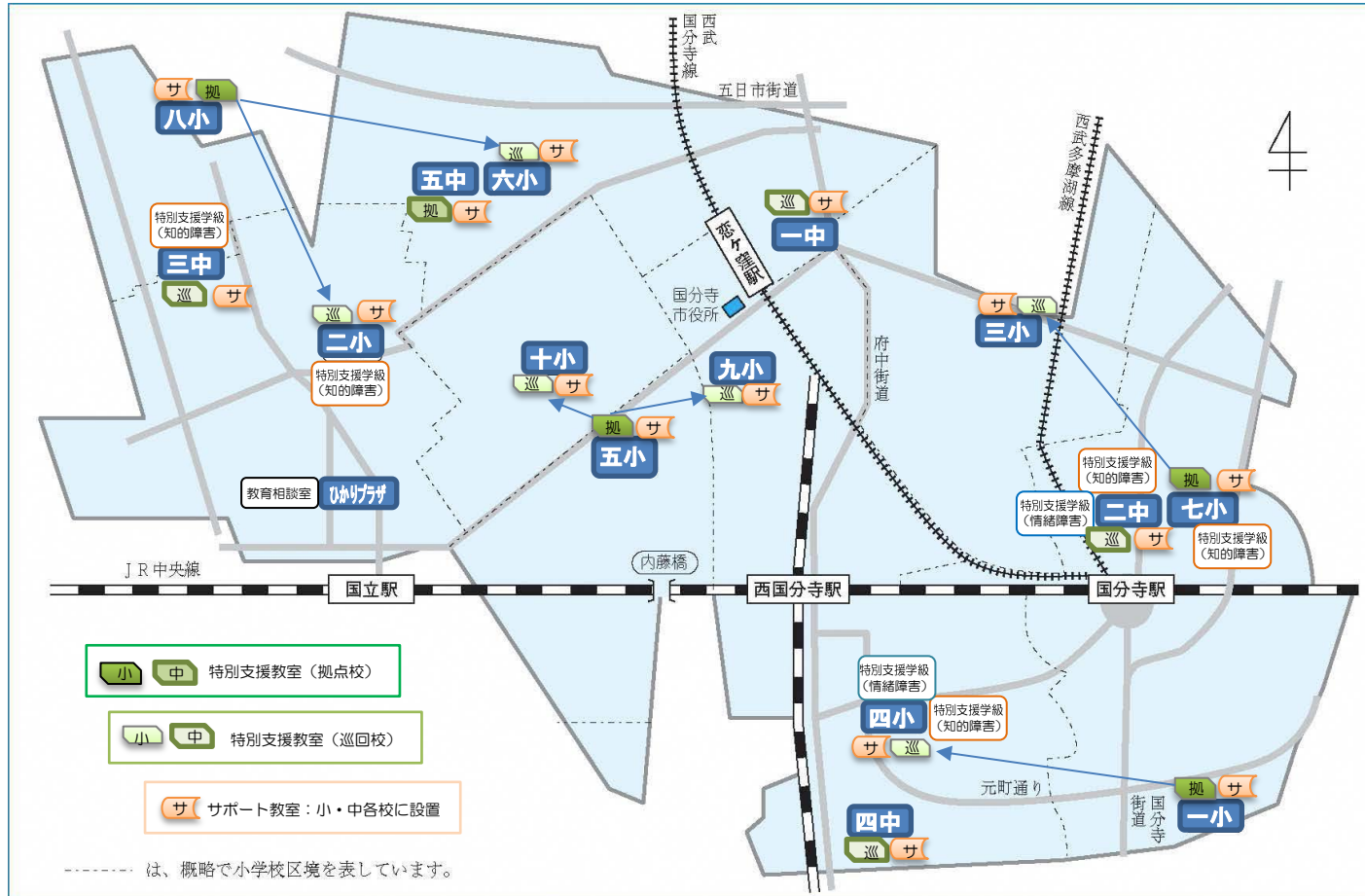
教室には、サポート教室支援員を配置していますが、他の教員が児童・生徒への指導に当たることもあります。

サポート教室支援員

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、校内に設置したサポート教室において、個別指導等を行います。

特別支援教育 クラスアシスタント

通常の学級において、障害等のある児童・生徒の学校生活への適応などを支援し、学級運営の充実を図るため、必要に応じて特別支援教育クラスアシスタントを配置しています。クラスアシスタントの仕事は、学校長の指導のもと、児童・生徒に対し日常生活の介助や支援、安全確保などを行います。



特別支援学級(知的障害学級)

知的障害学級は、小集団の中で、児童・生徒に合った教材を使用し、国語や算数などの各教科の指導を行うと共に、小学校では体力づくり、基本的生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量などの指導をしています。中学校では、基本的生活習慣や日常生活に必要な基本的な学力と社会性を身に付けるための学習を通して、将来の生活へつなげる力をつけています。

特別支援学級(自閉症・情緒障害学級)

特別支援学級介助員

固定学級において、校長の指導のもと、対象の児童・生徒の障害の程度に応じた身の介助を行います。

自閉症・情緒障害学級は、知的遅れを伴わない自閉症等の児童・生徒が対象です。各教科等の学習に加え、心理的な安定や対人関係の改善・日常生活習慣の確立などを目的とし、個別の指導や小集団での指導を行います。また、学習のねらいをより効果的に達成できるよう交流及び共同学習を実施しています。

教育相談室

児童・生徒の健全な育成のため、臨床心理士などの教育相談員が、保護者の方の教育に関する相談にのりながら、必要に応じて心理的な支援をします。また、各種心理検査、他の専門機関へのつなぎをすることができます。相談についての秘密は固く守られます。